

## I. バーゼル法の制度・規制対象物

### はじめに

有害物質を含む循環資源の輸出入に関するルールとして、「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」（バーゼル条約）と、その国内法である、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」（バーゼル法）があります。特定有害廃棄物等の輸入を行う者は、これらの関係法令を遵守しなければなりません。1970年代、欧米諸国を中心として先進国由来の廃棄物が開発途上国に放置されて環境汚染が生じるという問題がしばしば発生しました。このような問題に対処するため、国連環境計画（UNEP）と経済協力開発機構（OECD）において国際的な枠組みが検討され、「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」（バーゼル条約；1992年）と「回収作業が行われる廃棄物の越境移動の規制に関するOECD理事会決定」（OECD理事会決定；1992年）が採択されました。バーゼル条約とOECD理事会決定を履行するため、我が国は、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」（バーゼル法）と「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）を整備し、これら2法と「外国為替及び外国貿易法」（外為法）に基づいて、廃棄物等の輸出入を規制しています。

### 国内法制度

バーゼル法が規定する再生資源などの「特定有害廃棄物等」を輸出入する場合には、当該貨物を輸出入する者は、関税法の手続きに加え、以下の手続きが必要です。

- ・「外国為替及び外国貿易法」（外為法）に基づく経済産業大臣の輸出入の承認
- ・上記承認に際しての環境大臣の確認手続等（相手国への事前通知を含む）
- ・輸出入者、運搬者、処分者による移動書類の携帯
- ・不適正処理が行われた場合の回収・適正処分を命ずる措置命令 等

本手引きでは、特定有害廃棄物等の輸入手続きについて、概要を「Ⅲ. 輸入手続きの概要」で、手続きの各段階での具体的な必要書類等を「Ⅳ. 環境省における通告内容の確認」以降で説明します。特定有害廃棄物等の輸入をお考えの方は、本手引の内容を十分に御理解の上、バーゼル法と外為法に基づき適正な輸入を行ってください。

### バーゼル法の規制対象物

バーゼル法は、規制対象である特定有害廃棄物等について、次のように定めています。

- ① 条約附属書Ⅳに掲げる処分作業（最終処分又はリサイクル等作業）を行うために輸出入される物（図1参照）であって次のいずれかに該当するもの。
  - 条約附属書Ⅰ特定の排出経路から排出された廃棄物または有害物質を含む廃棄物に掲げるものであって、条約附属書Ⅲに掲げる有害な特性のいずれかを有するもの<sup>\*1</sup>

○条約附属書Ⅱに掲げる物（家庭系廃棄物）

- ② バーゼル条約第11条に規定する2国間、多数国間又は地域的な協定又は取決めに基づきその輸出、輸入、運搬（これに伴う保管を含む）及び処分について規制を行うことが必要な物であって政令で定めるもの\*2
- ③他の締約国の国内法令により有害であるとされている廃棄物（バーゼル条約事務局に通報されたもの）

\*1：平成10年11月6日環・厚・通告示第1号「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第二条第一項第一号イに規定する物」

\*2：平成13年環境省令第41号「経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定に基づき我が国が規制を行うことが必要な物を定める省令」

ただし、船舶の航行に伴い生ずる廃棄物、放射性物質及びこれによって汚染された物は除かれます。

特定有害廃棄物等に該当する例としては、使用済み鉛蓄電池、有害金属を含有している汚泥、医療廃棄物等が挙げられます（再生資源として有価で販売される場合を含む。）。なお、バーゼル条約とOECD理事会決定では規制対象物が異なります。OECD加盟国との間で資源回収目的の輸出入を行う場合は、OECD理事会決定が適用され、それ以外のバーゼル条約締約国との間で輸出入を行う場合は、バーゼル条約が適用されます。

条約附属書Ⅳ(最終処分目的、リサイクル目的)に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物			
<b>■最終処分作業</b>		<b>■リサイクル作業</b>	
D1 地中又は地上への投棄	D7 海洋投入	R1 燃料、エネルギー回収	R8 触媒の再生
D2 土壌処理	D8 生物学的処理	R2 溶剤の回収、再生	R9 廃油の精製再生
D3 地中深部への注入	D9 物理化学的処理	R3 有機物の再生、回収	R10 土壌改良
D4 表面貯留	D10 陸上焼却	R4 金属の再生、回収	R11 R1-R10の残渣利用
D5 特別に設計された 処分場における埋立	D11 洋上焼却	R5 無機物の再生、回収	R12 R1-R11用の交換
D6 海域以外の水域へ投入	D12 永久保管	R6 酸、塩基の再生	R13 R1-R12用の集積
		R7 汚染除去のために 使用した成分の回収	

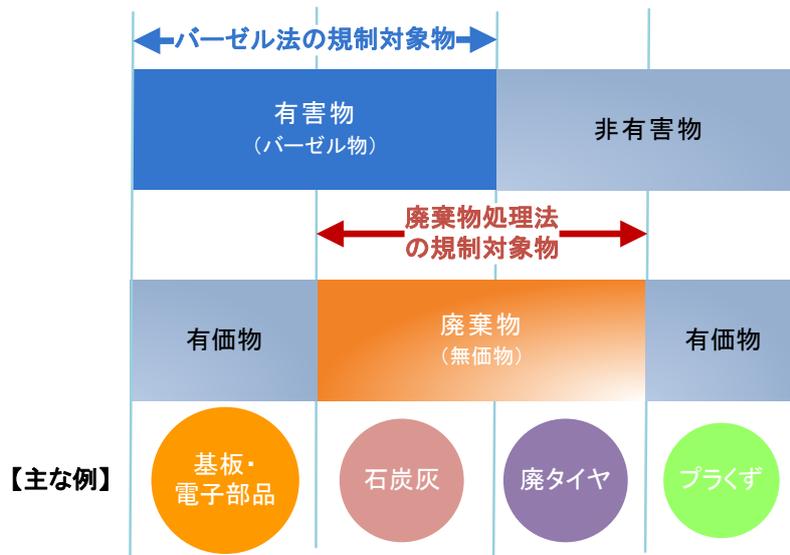
図1 バーゼル法の規制対象物(特定有害廃棄物等)の考え方

※詳細は下記参照

- ・バーゼル条約（和文） [http://www.env.go.jp/recycle/yugai/law/conv\\_j.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/yugai/law/conv_j.pdf)
- ・OECD理事会決定（仮訳） [http://www.env.go.jp/recycle/yugai/law/oecd\\_j.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/yugai/law/oecd_j.pdf)
- ・「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第二条第一号イに規定する物」（平成10年11月6日環・厚・通告一） [http://www.env.go.jp/recycle/yugai/law/kokuji\\_s.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/yugai/law/kokuji_s.pdf)

なお、国内で廃棄物とされるものについて輸出入を行う場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）の規制が適用されます。貨物によっては、バーゼル法・廃棄物処理法の両方が適用となる場合もありますので、ご注意ください（図2参照）。

※廃棄物処理法については、環境省までお問い合わせください。



注: 基板・電子部品・石炭灰については、その有害性により  
バゼル法上の有害物に該当するか判断します。

図2 バゼル法と廃棄物処理法の規制対象の考え方